

佐賀県告示第百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年三月三十一日から平成二十三年五月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
一般国道 四四四号	佐賀市川副町大字早津江字 三本松八〇番一地从先から 佐賀市諸富町大字為重字石 塚分一本杉一角三三八番一 地先まで	前	五〇・四 五・八	二、七四〇・三	
		後	八・六 七・一		
県道 佐賀環状自 転車道線	佐賀市諸富町大字為重字石 塚分二一八番九地先から 佐賀市諸富町大字為重字石 塚分五本松十六角三二八番 一地内	前	九・四 五・三	一四四・九	
		後	八・六 七・一		